

令和三年度第二回（五月）

諫早市農業委員会総会

議事録

令和3年度諫早市農業委員会 第2回総会議事録

1 開催日時 令和3年5月28日(金) 開会 午後2時00分～閉会 午後3時10分

2 開催場所 諫早市役所 本館8階 8-1会議室

3 出席委員 (17人)

会長職務代理者 19番 小森俊夫

農業委員 1番 池田つや子 2番 久保 繁 3番 中尾貞治

4番 久本純造 6番 前田貞松 7番 中川一範

8番 松尾正晴 9番 長谷川 博 10番 山口勇満

11番 中島康範 12番 松本秀徳 13番 陣野昭則

14番 山口廣三 15番 澤久 進 17番 池田武弘

18番 野副栄治

4 欠席委員 (3人) 5番 立森和富 16番 周防克己 20番 山開博俊

5 付議事件

第1号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)承認の件

第2号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)承認の件

第3号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に伴う意見聴取の件

第4号 農地法第3条の規定による許可申請書審議の件

第5号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書審議の件

第6号 農地法第5条の規定による許可申請書審議の件

第7号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件

第8号 農地中間管理事業に係る「農用地利用配分計画」に対する意見聴取の件

6 報 告

第1号 農地法第3条の3の規定による届出書受理の件

第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件

第3号 農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件

第4号 農地法第5条の規定による農地転用届受理通知の取消願の件

第5号 農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件

第6号 農業用施設届出書受理の件

第7号 非農地通知届出書受理の件

7 その他

8 事務局

局長 宇野和利 次長 増山義洋 主任 半田智也
事務職員 中山幸一 事務職員 山内 裕

9 議 事

(開会)

議 長 これより、令和3年度諫早市農業委員会第2回総会を開会いたします。
総会の定足数について、事務局より報告願います。

事務局 総会の定足数につきまして、ご報告いたします。

農業委員会の在任委員20名中、17名の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告いたします。なお、5番・立森和富委員、16番、周防克己委員、20番・山開博俊委員から欠席の届出がっております。以上で、報告を終わります。

議 長 それでは議事に入る前に、諫早市農業委員会総会 会議規則第19条第2項に規定の議事録署名人を定めたいと存じます。

私に、ご一任いただければ指名したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 異議なしということですので、議事録署名人に3番・中尾貞治委員、12番・松本秀徳委員のご両人をお願いいたします。

それでは、議事に入りますが、議事進行上発言される際は、挙手をし、議長の許可を受けてから、氏名を告げて発言をお願いします。

また、発言は、簡明に、議題外、又はその範囲を越えないようにお願いします。

(議案第1号) それでは、議案第1号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)承認の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 まず始めに、この議案第1号と次の議案第2号でございますが、農業委員会等に関する法律第37条で、農業委員会はその運営の透明性を確保するため、農地等の最適化の推進状況、その他事務の実施状況について、公表しなければならないと規定されておりますので、この総会での承認を受けた後に、市及び全国農業会議所のホームページで公表する予定としております。

それでは議案第1号について説明します。1ページ目をご覧ください。令和2年4月1日現在の農業委員会の状況でございます。耕地面積、遊休農地面積、農地台帳面積、農家数、農業就業者数、農業委員・推進委員数等について、農水省が公表した最新のデータ及び農林業センサス等の資料並びに委員さん方に毎年調査をお願いしております農地利用状況調査の結果を基に記載しています。次に2ページをご覧ください。2ページ目は、担い手への農地の利用集積・集約化について記載しております。1番に昨年4月現在の現状と課題を、2番に集積目標に対する集積実績を、3番に活動計画に対する活動実績を、4番に目標及び活動に対する評価を記載しております。令和2年度の実績については、目標の4,066haに対し3,567haとなり、達成率は88%ございました。次に3ページをご覧ください。3ペー

ジ目は、新規参入の促進について記載しております。1番に平成29年度から令和元年度までの状況と課題を、2番に目標に対する実績を、3番に活動計画に対する活動実績を、4番に目標及び活動に対する評価を記載しております。令和2年度の実績としましては、8経営体で6.5haの新規入を目標としておりましたが、実績は10経営体で19.5haの新規参入があり、参入数、参入面積ともに目標を達成しております。次に4ページをご覧ください。4ページ目は、遊休農地に関する措置の評価でございます。これも同様に1番に現状と課題を、2番に令和2年度の目標に対する実績を、3番に活動計画に対する活動実績を、4番に目標と活動に対する評価を記載しております。実績としましては、遊休農地の解消目標である年間50haに対しまして、68.1haで目標を達成しております。また、管内全ての農地について利用状況調査を実施しまして、643筆、57.3haの農地について利用意向調査を行い、農地中間管理機構へ通知をいたしております。次に5ページをご覧ください。5ページ目は、違反転用への適正な対応でございます。令和2年4月現在で0.2haの違反転用が確認されておりますが、この場所が農振農用地内にあり、農振から除外されないと転用も認められない場所ということと、調整区域で住居としての利用を重ねているという状況もあり、解消が困難となっておりますが、今後、関係各課と連携を取りながら解消できるよう検討していきたいと考えております。次に、6ページをご覧ください。農地法等によりその権限に属された事務に関する点検でございます。1番が農地法第3条に基づく許可の事務で、1年間の処理件数110件のうち許可件数が110件、不許可はありませんでした。2番は農地転用に関する事務で、1年間の処理件数148件のうち許可件数が148件、これについても不許可はありませんでした。次に7ページをご覧ください。3番に農地所有適格法人からの報告への対応を記載しております。昨年4月現在の農地所有適格法人数は70法人でしたが、5法人増え75法人となっております。うち令和2年度中に報告があったのは73法人で、報告書が提出されていない2法人に対しては引き続き提出するよう求めているところでございます。その下の4番の情報の提供等につきましては、農地の賃借料情報を令和2年6月に市ホームページで公表し、農業委員会だより1月号でも情報提供をしております。それから農地の権利移動等の状況把握ということで、届出等により随時状況を把握しているところです。また、農地台帳の整備につきましては、申請や調査結果等を踏まえながら随時更新しており、固定資産課税台帳と住民基本台帳との突合を年1回実施しているところでございます。次に、8ページをご覧ください。地域の農業者等からの主な要望・意見及び対処内容でございますが、地域の農業者の方々から要望・意見をお聞きしまして、とりまとめた結果を市長への意見書として提出しております。最後に、事務の実施状況の公表の件について記載しています。1番の総会の議事録につきましては、市ホームページで随時公表をしているところでございます。それから2番の意見書の提出につきましては、令和3年1月28日に提出いたしております。それから3番の活動計画の点検・評価の公表については、昨年度の議案第1号の資料を6月末までに市と全国農業会議所のホームページにおいて公開いたし

ております。以上で議案第1号の説明を終わります。

議長 議案第1号の説明がありました。何かご質問はありませんか。
（「なし」と言う者あり）

議長 ご質問がないようですので、議案第1号は承認することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と言う者あり）

議長 ご異議がないようですので、議案第1号は承認することに決定いたします。
(議案第2号) 次に、議案第2号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）承認の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号について説明します。9ページをご覧ください。令和3年4月1日現在の農業委員会の状況として、先程の議案第1号と同様に、農林業センサス及び農水省が公表した最新のデータ等の資料並びに農地利用状況調査の結果を基に記載しております。昨年度と比較しますと、農地面積や遊休農地面積はともに減少しており、認定農業者等の担い手は微増となっております。次に10ページから11ページにかけて、項目ごとに令和3年4月現在の現状と課題、令和3年度の目標数値を記載しております。令和3年度の担い手への集積目標につきましては、「第3期（R3～R12）ながさき農林業・農山村活性化計画」の市町別単年度目標23haに、近年の実績を考慮しまして3,676haと設定いたしております。次に、10ページのⅢ-2に新規参入の目標数を記載してありまして、昨年度と同様に8経営体で6,5haとしております。次に、11ページのⅣ-2に遊休農地の解消目標を記載しており、これも昨年度と同様に年間50haの遊休農地の解消を目標としております。最後に、違反転用に対する適切な対応でございますが、活動計画として農地の利用状況調査とあわせ、違反転用の重点調査をし、随時、指導を行うことで違反転用の解消や未然防止に繋げていくという計画としております。以上で議案第2号の説明を終わります。

議長 議案第2号の説明がありました。何かご質問はありませんか。
（「なし」と言う者あり）

議長 ご質問がないようですので、議案第2号は承認することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と言う者あり）

議長 ご異議がないようですので、議案第2号は承認することに決定いたします。
(議案第3号) 次に、議案第3号「農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に伴う意見聴取の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第3号について、ご説明いたします。今月は4件の農用地利用計画変更に伴う意見聴取がございます。これらは諫早市長から農業委員会へ意見を求められたものでございます。それでは個別の説明に入らせていただきます。

1番、有喜地区、中通町の畑1筆564㎡について、農用地区域からの除外の申出がっております。本件は、申出人が両親の自宅近くに一般住宅を建築するためのものです。申出地の周辺は圃場整備を行っている区域ですが、当該地については土地所有者の意向もあり、圃場整備区域に入っておらず、今後も整備の予定はないとのことです。除外後は農地法第5条の農地転用申請が予定されています。

2番、長田地区、正久寺町の田及び畑2筆1, 723㎡と山林1筆61㎡の合計1, 784㎡について、農用地区域からの除外の申出がっております。申出人は、廃棄物処理業を営んでおり、事業拡大に伴い現在の事業所を拡張するためのものです。申出地の南側では圃場整備事業が進められておりますが、当該地は事業の対象地区に入っておらず、今後も整備の予定はないとのことです。除外後は農地法第5条の農地転用申請が予定されています。

3番、森山地区、森山町田尻の田1筆699㎡について、農用地区域への編入の申出がっております。本件は、過去に地区内で農地整備事業に取り組んだ際に、当該地が農用地区域でないことから事業の対象外となった経緯があります。農地整備事業に取り組みたいとのことで、農用地区域への編入の申出があったものです。

4番、森山地区、森山町唐比北の畑1筆1, 091㎡のうち495㎡について、農用地区域からの除外の申出がっております。本件は申出人が妻の実家近くに一般住宅を建築するためのものです。申出地の周辺は、北側にあるため池を含め約2.5haの一団の農用地となりますが、当該地は周辺部に位置しており、集積への影響がないものと判断されます。除外後は農地法第5条の農地転用申請が予定されています。議案第3号については以上となっております。

議 長 1番の説明について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番の農用地区域からの除外は、「やむを得ない」と意見することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番の農用地区域からの除外は、「やむを得ない」と意見することに決定いたします。

議 長 次に、2番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、2番の農用地区域からの除外は、「やむを得ない」と意見することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、2番の農用地区域からの除外は、「やむを得ない」と意見することに決定いたします。

議 長 次に、3番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、3番の農用地区域への編入は、「異議がない」と意見することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、3番の農用地区域への編入は、「異議がない」と意見することに決定いたします。

議 長 次に、4番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、4番の農用地区域からの除外は、「やむを得ない」と意見することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、4番の農用地区域からの除外は、「やむを得ない」と意見することに決定いたします。

(議案第4号) 続きまして、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

1番、小栗地区、小川町の農地1筆748㎡について、耕作に便利のため購入する申請です。権利取得後の農地面積は5,167㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターやコンバイン等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に40年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で約2分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われれます。

2番、多良見地区、多良見町野副の農地1筆315㎡について、農業経営規模拡大を行うため購入する申請です。権利取得後の農地面積は22,627.57㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターやコンバイン等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に65年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で約5分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われれます。

3番、高来地区、高来町小峰の農地1筆1,791㎡について、農業経営規模拡大を行うため購入する申請です。権利取得後の農地面積は8,564㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターやコンバイン等の機械は所有されています。また農業に41年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約3分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われれます。

4番、高来地区、高来町山道の農地1筆1,218㎡について、農業経営規模拡大を行うため購入する申請です。権利取得後の農地面積は18,379㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に13年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約2分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われれます。

5番、高来地区、高来町坂元の農地2筆647㎡について、耕作に便利のため購入する申請です。権利取得後の農地面積は14,234㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや管理機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に40年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約5分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われれます。

6番、小長井地区、小長井町川内の農地2筆1,484㎡について、耕作に便利のため購入する申請です。権利取得後の農地面積は12,048㎡で、農業委員会

が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械は所有されており、また、農業に20年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約4分であり、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。以上で議案第4号の説明を終わります。

議長 議案第4号の説明がありましたので、1番・小栗地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 1番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議の程よろしく願います。

議長 1番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、2番・多良見地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 2番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議長 2番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、2番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、2番は申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、3番から5番・高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 3番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。

4番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、馬鈴薯、キャベツを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」と

のことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。

5番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議の程よろしく願います。

議 長 3番から5番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、3番から5番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、3番から5番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、6番・小長井地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

議 員 6番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議の程よろしく願います。

議 長 6番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、6番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、6番は申請どおり許可することに決定いたします。
(議案第5号) 次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第5号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書審議の件」についてご説明いたします。

1番は平成30年9月10日付で許可した件について、計画変更承認申請があったものです。本件は諫早地区、本明町の田3筆、計3,772㎡を、新幹線工事用事務所及び仮設ヤード用地とする一時転用の申請でしたが、新幹線工事の工期延長により、工事期間と借地期間を令和3年7月31日まで延長する変更の申請となります。なお、工事期間と借地期間の延長のほかに変更点はありません。議案第5号は以上となっております。

議 長 1番の説明がありました。何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番は申請どおり承認することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番は、申請どおり承認することに決定いたします。
(議案第6号) 次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」についてご説明いたします。

1番、小野地区、宗方町の田3筆、計3,439㎡に、併用地として水路用地の一部19.96㎡を合わせた合計3,458.96㎡を特定建築条件付土地12区画とする転用申請です。契約内容は売買、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、農地全体の広がり10ha以上ある第1種農地に該当しますが、集落に接続する住宅の建築のため、不許可の例外に該当しております。本申請ですが、木造2階建ての住宅12棟を建築する計画となっており、被害防除計画については、盛土を最高3.14m、切土を最高0.2m施し、申請地周辺に擁壁を新たに設置することにより土砂等の流出の被害発生がないようにします。雨水については、申請地内に新設する側溝から既設の水路へ放流し、汚水等については下水道へ接続する計画となっております。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については、残高証明で確認しています。都市計画法第29条第1項に基づく開発許可申請中です。

2番、小野地区、小野島町の畑1筆278㎡に、併用地として宅地100.96㎡を合わせた合計378.96㎡について、一般住宅を建築し、住宅用地とする転用申請です。契約内容は使用貸借権設定永久で親子間による貸借となります。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、農地全体の広がり10ha以上ある第1種農地に該当しますが、集落に接続する住宅の建築のため、不許可の例外に該当しております。申請地ですが、造成はなく現状のまま利用し、既存のコンクリート擁壁を利用します。雨水については水路へ、汚水等については合併浄化槽へ通じて水路へ放流します。隣接する農地はなく、資金については融資証明で確認しています。

3番、有喜地区、有喜町の畑2筆、計730㎡について、駐車場用地24台分とする転用申請です。契約内容は売買。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。福祉施設の職員用駐車場として利用するためのもので、造成はなく砂利舗装を行い利用します。また、申請地内に水路が2か所入っており、それぞれ通路として利用するため、水路の管理者である市と協議の上、令和3年5月14日付で法定外公共物占用等許可申請書の提出がなされております。雨水については自然流下とし、隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については残高証明で確認しています。

4番、長田地区、長田町の畑2筆、計377㎡について、一般住宅を建築し、住宅用地とする転用申請です。契約内容は売買、区域区分は調整区域、農振白地です。

農地の立地基準については第2種農地に該当します。申請地ですが、土地を現状のまま利用し、雨水については水路へ、汚水等については下水道へ接続します。建物は木造2階建ての住宅を建築します。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については融資証明で確認しています。また、都市計画法第43条第1項に基づく開発許可申請中です。

5番、長田地区、長田町の田1筆、489㎡について、一般住宅を建築し、住宅用地とする転用申請です。契約内容は使用貸借権設定永久で親子間による貸借となります。区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当します。申請地ですが、土地を現状のまま利用し、雨水については水路へ、汚水等については下水道へ接続します。建物は木造平屋建ての住宅を建築します。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については融資証明で確認しています。都市計画法第43条第1項に基づく開発許可申請中です。

6番、多良見地区、多良見町山川内の畑4筆、計886㎡の農地について、貸駐車場用地10台分とする転用申請です。契約内容は売買。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。譲受人ですが、市内で自動車修理・販売業を営んでおり、譲受人本人が役員を務める会社に貸し付けるものです。申請地については、造成はなく現状のまま利用します。雨水については自然流下とし、隣接する農地はなく、資金については残高証明で確認しています。

7番、飯盛地区、飯盛町後田の田1筆、231㎡の農地について、貸資材置場用地とする転用申請です。契約内容は売買。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。譲受人ですが、市内で土木工事業を営んでおり、譲受人本人が役員を務める会社に貸し付けるものです。申請地については、造成はなく現状のまま利用します。雨水については自然流下とし、隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については残高証明で確認しています。

8番、高来地区、高来町泉の田4筆、4,716㎡について、店舗用地とする転用申請です。契約内容は賃貸借権設定20年、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当します。譲受人は医薬品等販売業を営んでおり、店舗、駐車場等を整備するための申請となっております。被害防除計画については、盛土を最高2.7m施し、申請地周辺に擁壁を設置し、法面保護及びフェンスを設置することにより土砂等の流出の被害発生がないようにします。建物は鉄筋コンクリート造の店舗を建築します。雨水については水路へ、汚水等については下水道へ接続します。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については残高証明で確認しています。本件は1,000㎡を超える開発行為であるため、市環境保全条例に基づく開発事前協議の対象となっており、令和3年5月14日付で事前協議完了届出書の提出がなされております。また、申請地の一部は、農用地区域からの除外決定が令和2年9月30日付でなされております。議案第6号については以上となっております。

議 長 議案第6号の説明がありましたので、1番と2番・小野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 1番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。

委 員 2番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 1番と2番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番と2番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番と2番は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、3番・有喜地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 3番、担当委員が都合により欠席することとなり、私の方に依頼がありましたので、代わりに補足説明をさせていただきます。担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 3番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、3番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、3番は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、4番と5番・長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 4番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。

5番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 4番と5番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、4番と5番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、4番と5番は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、6番・多良見地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 6番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしくお願ひします。

議長 6番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、6番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、6番は申請どおり許可することに決定いたします。
次に、7番・飯盛地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 7番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしくお願ひします。

議長 7番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、7番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、7番は申請どおり許可することに決定いたします。
次に、8番・高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 8番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしくお願ひします。

議長 8番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、8番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、8番は申請どおり許可することに決定いたします。
次に、議案第7号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定審議の件」を議題(議案第7号)といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第7号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定審議の件」についてご説明いたします。
1番、諫早地区、仲沖町の農地1筆2, 448㎡、小野地区、川内町の農地3筆6, 930㎡の計4筆9, 378㎡を、引き続き農業経営を行うため、賃貸借3年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻の生産を主体に経営されています。
2番から4番は借受人が同一の案件です。
2番、諫早地区、仲沖町の農地2筆7, 706㎡、小野地区、川内町の農地3筆5, 229㎡の計5筆12, 935㎡、

3番、小野地区、小野島町、川内町の農地2筆6, 169㎡、

4番、小野地区、川内町の農地4筆5, 158㎡、合計11筆24, 262㎡を、引き続き農業経営を行うため、2番と4番を賃貸借6年で、3番を賃貸借20年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稲、ミニトマト、飼料作物の生産を主体に経営されています。

5番と6番は借受人が同一の案件です。

5番、小野地区、赤崎町、小野島町の農地2筆4, 321㎡、

6番、小野地区、川内町の農地5筆2, 840㎡、計7筆7, 161㎡を、引き続き農業経営を行うためと農業経営規模拡大を行うため、賃貸借10年で借り入れる再設定及び新規設定の申出です。申出人は、水稲、麦、馬鈴薯の生産を主体に経営されています。

7番と30番は借り手が同一の案件です。

7番、小野地区、小野島町の農地2筆2, 977㎡、

30番、小野地区、赤崎町の農地1筆2, 829㎡、計3筆5, 806㎡について、7番を引き続き農業経営を行うため賃貸借20年で、30番を農業経営規模拡大を行うため賃貸借10年で借り入れる再設定及び新規設定の申出です。申出人は、水稲の生産を主体に経営されています。

8番、小野地区、小野島町の農地6筆8, 577㎡を、引き続き農業経営を行うため、賃貸借10年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稲、麦の生産を主体に経営されています。

9番と10番は借受人が同一の案件です。

9番、小野地区、小野島町の農地6筆9, 448㎡、

10番、森山地区、森山町下井牟田の農地6筆5, 629㎡、計12筆15, 077㎡を引き続き農業経営を行うため、賃貸借6年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稲、麦、ミニトマトの生産を主体に経営されています。

11番、小野地区、小野島町の農地3筆7, 528㎡を、引き続き農業経営を行うため、賃貸借10年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稲、麦の生産を主体に経営されています。

12番、小野地区、小野島町の農地1筆4, 008㎡を、引き続き農業経営を行うため、賃貸借10年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稲、麦、大豆の生産を主体に経営されています。

13番、小野地区、小野島町の農地1筆5, 052㎡を、引き続き農業経営を行うため、賃貸借10年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稲、麦の生産を主体に経営されています。

14番と15番は借受人が同一の案件です。

14番、中央干拓地区、中央干拓の農地2筆59, 288㎡、

15番、中央干拓地区、中央干拓の農地2筆59, 324㎡、計4筆118, 612㎡について、14番を連作障害対策のため賃貸借1年9か月

で、15番を引き続き農業経営を行うため賃貸借1年で借り入れる新規及び再設定の申出です。申出人は、麦、大豆の生産を主体に経営されています。

16番、中央干拓地区、中央干拓の農地2筆59, 356㎡を、引き続き農業経営を行うため、賃貸借1年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、玉ねぎ、麦、大豆の生産を主体に経営されています。

17番、有喜地区、早見町の農地1筆1, 310㎡を、引き続き農業経営を行うため、賃貸借6年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、馬鈴薯、人参、生姜の生産を主体に経営されています。

18番、有喜地区、早見町の農地1筆1, 322㎡を、農業経営規模拡大を行うため、賃貸借6年で借り入れる新規の申出です。申出人は、馬鈴薯、人参、水稻の生産を主体に経営されています。

19番、長田地区、猿崎町の農地1筆1, 728㎡を、引き続き農業経営を行うため、賃貸借10年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻、アスパラガス、花卉の生産を主体に経営されています。

20番、森山地区、森山町田尻の農地3筆2, 190. 35㎡を、引き続き農業経営を行うため、賃貸借10年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻の生産を主体に経営されています。

21番、森山地区、森山町田尻の農地1筆595㎡を、引き続き農業経営を行うため、賃貸借6年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻の生産を主体に経営されています。

22番、森山地区、森山町杉谷の農地3筆2, 579. 35㎡を、引き続き農業経営を行うため、賃貸借10年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻、大麦の生産を主体に経営されています。

23番、森山地区、森山町本村の農地2筆2, 921㎡を、引き続き農業経営を行うため、賃貸借6年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻、麦の生産を主体に経営されています。

24番、森山地区、森山町下井牟田の農地1筆412㎡を、農業経営規模拡大を行うため、賃貸借10年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稻、麦の生産を主体に経営されています。

25番、飯盛地区、飯盛町中山の農地1筆1, 564㎡を、農業経営規模拡大を行うため、賃貸借10年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稻、トマト、キュウリ、ブロッコリーの生産を主体に経営されています。

26番、飯盛地区、飯盛町上原の農地1筆2, 498㎡を、引き続き農業経営を行うため、賃貸借10年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻、馬鈴薯、人参、大根の生産を主体に経営されています。

27番、飯盛地区、飯盛町上原の農地1筆2, 856㎡を、引き続き農業経営を行うため、賃貸借6年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、馬鈴薯、人参、大根の生産を主体に経営されています。

28番、高来地区、高来町里の農地3筆2, 515㎡を、引き続き農業経営を行

うため、賃貸借6年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻の生産を主体に経営されています。

29番、小長井地区、小長井町大瀬の農地1筆1, 162㎡を、農業経営規模拡大を行うため、購入する申出です。申出人は、水稻、アスパラガス、馬鈴薯、キャベツ、ゴーヤの生産を主体に経営されています。

以上、1番から30番までの申し出は、権利取得後の全ての農地について、年間を通して耕作されると認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。以上で説明をおわります。

議 長 議案第7号の説明がありました。1番から30番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番から30番は、申出どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番から30番は、申出どおり許可することに決定いたします。

(議案第8号) 続きまして、関連がありますので、議案第7号の31番から49番、議案第8号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画に対する意見聴取の件」について、一括して議題とします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第7号の31番から49番、議案第8号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画に対する意見聴取の件」について説明します。

議案第7号の31番、本野地区、本野町の農地1筆963㎡、

議案第7号の32番、本野地区、本野町の農地1筆1, 283㎡、

議案第7号の33番、本野地区、本野町の農地1筆1, 862㎡、

議案第7号の34番、本野地区、本野町の農地2筆3, 269㎡、

計5筆7, 377㎡を、議案第8号の1番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第7号の35番、小野地区、赤崎町の農地2筆3, 651㎡を、議案第8号の2番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

同じく議案第7号の35番、小野地区、赤崎町の農地3筆3, 679㎡を、議案第8号の3番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

同じく議案第7号の35番、小野地区、赤崎町の農地2筆3, 617㎡を、議案第8号の4番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設

定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第7号の36番、小野地区、赤崎町の農地1筆35,324㎡、

議案第7号の37番、小野地区、赤崎町の農地2筆4,052㎡、計13筆39,376㎡を、議案第8号の5番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用と農業経営規模拡大に繋がります。

議案第7号の38番、小野地区、赤崎町の農地4筆5,508㎡を、議案第8号の6番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第7号の39番、小野地区、赤崎町の農地5筆11,305㎡を、議案第8号の7番に、使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第7号の40番、小野地区、川内町の農地1筆7,629㎡を、議案第8号の8番に、使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦、大豆の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第7号の41番、森山地区、森山町田尻の農地1筆12,592.48㎡、

議案第7号の42番、森山地区、森山町田尻の農地2筆1,468㎡、計16筆14,060.48㎡を、議案第8号の9番に、使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第7号の43番、飯盛地区、飯盛町後田の農地1筆1,391㎡を、議案第8号の10番に、使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、人参、馬鈴薯、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第7号の44番、飯盛地区、飯盛町後田の農地2筆1,818㎡、

議案第7号の45番、飯盛地区、飯盛町山口の農地3筆4,033㎡、計5筆5,851㎡を、議案第8号の11番に、44番を使用貸借10年で、45番を賃貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、人参、馬鈴薯、ブロッコリー、生姜の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第7号の46番、高来地区、高来町溝口の農地2筆1,165㎡を、議案第8号の12番に、使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、人参、馬鈴薯、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第7号の47番、高来地区、高来町泉の農地5筆6，377㎡、
議案第7号の48番、高来地区、高来町泉の農地1筆416㎡、
議案第7号の49番、高来地区、高来町泉の農地1筆472㎡、
計7筆7，265㎡を、議案第8号の13番に、使用貸借10年で新規に権利設定
する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、蕎麦の生産を主体
に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活
用と農業経営規模拡大に繋がります。

続きまして議案第8号の配分計画の変更について説明します。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けて
いる小野地区、小野町、赤崎町の農地6筆7，637㎡について、議案第8号の
14番のとおり、配分を受ける者の変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設
定を受ける者は、水稻、麦、大豆の生産を主体に経営しており、今回、権利の設定
を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。契約内容は賃貸借で、貸借
期間は従前の貸借期間の残存期間である5年11か月となっています。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けて
いる小野地区、小野町、小野島町、川内町の農地7筆3，534㎡について、議案
第8号の15番-1のとおり、配分を受ける者の変更を行う農用地利用配分計画で
す。権利の設定を受ける者は、水稻、麦、アスパラの生産を主体に経営しており、
今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。契約内容
は賃貸借で、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である8年となっています。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けて
いる小野地区、小野町、小野島町の農地4筆8，340㎡について、議案第8号の
15番-2のとおり、配分を受ける者の変更を行う農用地利用配分計画です。権利
の設定を受ける者は、水稻、麦、アスパラの生産を主体に経営しており、今回、権
利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。契約内容は使用貸
借で、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である8年となっています。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けて
いる小野地区、小野町の農地4筆5，498㎡について、議案第8号の16番のと
おり、配分を受ける者の変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける
者は、水稻、麦、玉ねぎの生産を主体に経営しており、今回、権利の設定を受ける
ことにより、農業経営規模拡大に繋がります。契約内容は賃貸借で、貸借期間は従
前の貸借期間の残存期間である8年となっています。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けて
いる小野地区、小野島町の農地2筆5，089㎡について、議案第8号の17番の
とおり、配分を受ける者の変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受け
る者は、水稻、麦、大豆の生産を主体に経営しており、今回、権利の設定を受ける
ことにより、農業経営規模拡大に繋がります。契約内容は使用貸借で、貸借期間は
従前の貸借期間の残存期間である8年となっています。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けて

いる小野地区、赤崎町の農地1筆6, 983㎡について、議案第8号の18番のとおりに、配分を受ける者の変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稲、麦の生産を主体に経営しており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。契約内容は使用貸借で、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である9年7か月となっています。

以上、議案第7号の31番から49番までの申出は農地中間管理事業の実施に係るものと認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号の要件を満たしています。また、議案第8号の1番から18番までの農用地利用配分計画は、「農地中間管理事業の実施に関する規程」の「貸付先決定ルール」に基づき作成されたものであります。以上で説明を終わります。

議長 議案第7号の31番から34番、また、議案第8号の1番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、議案第7号の31番から34番を許可し、議案第8号の1番を「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第7号の31番から34番を許可し、議案第8号の1番を「意見なし」とすることに決定いたします。

議長 次の議案第7号の35番、議案第8号の4番は、12番委員に関する事項でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、12番委員の退席を求めます。

(12番委員退席)

議長 議案第7号の35番、議案第8号の2番から4番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、議案第7号の35番を申出どおり許可し、議案第8号の2番から4番を「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第7号の35番を申出どおり許可し、議案第8号の2番から4番を「意見なし」とすることに決定いたします。12番委員の入場を求めます。

(12番委員・入場→着席)

議長 次に、議案第7号の36番から49番、議案第8号の5番から18番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、議案第7号の36番から49番を申出どおり許可し、議案第8号の5番から18番を「意見なし」と決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第7号の36番から49番を申出どおり許可

(報 告)
事 務 局

し、議案第8号の5番から18番を「意見なし」とすることに決定いたします。

次に、報告案件について、事務局より報告願います。

報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出書受理の件」について報告します。

諫早地区から2件、小栗・長田地区から1件、小栗地区から1件、小野地区から1件、有喜地区から1件、真津山地区から1件、長田地区から2件、多良見地区から1件、高来地区から1件、小長井地区から1件、合計12件出ています。届出理由は、全て相続により農地の所有権を取得したためです。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件について報告します。

飯盛地区から1件、高来地区から2件、合計3件の通知が出ています。解約理由は、飯盛地区の1件が農地中間管理機構に貸し付けるため、高来地区の1件が売買するため、もう1件が転用するためとなっております。

報告第3号「農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件」について報告します。

1番、真津山地区、貝津町の畑1筆、271㎡を住宅用地にする届出です。

報告第4号「農地法第5条の規定による農地転用届出受理通知の取消願の件」について報告します。

1番、諫早地区、日の出町の畑2筆、計474.28㎡を住宅及び通路用地にする転用届が出ておりましたが、記載理由のとおり取消願の提出がありましたので受理しました。なお、報告第5号の2番と関連がございます。

報告第5号「農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件」について報告します。

1番、諫早地区、福田町の畑1筆、360㎡を住宅用地にする贈与の届出です。

2番、諫早地区、日の出町の畑2筆、計474.28㎡を住宅及び通路用地にする売買の届出です。

3番、小栗地区、鷲崎町の畑1筆、66㎡を住宅用地にする売買の届出です。

4番、真津山地区、真崎町の宅地で現況が畑の3筆、計504.19㎡を住宅用地にする売買の届出です。

5番、多良見地区、多良見町中里の畑1筆、205㎡を住宅用地にする売買の届出です。

報告第6号「農業用施設届出書受理の件」について報告します。

1番、長田地区、長田町の畑1筆797㎡のうち55㎡に農業用倉庫を設置する届出がっております。

報告第7号「非農地通知申出書受理の件」について報告します。

真津山地区から1件、高来地区から1件の申出を受理いたしました。全て、山林・原野化しており、農振白地です。以上で報告を終わります。

議 長

ただいまの報告の件について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 なければ、報告の件は、ご了承をお願いいたします。
議 長 以上をもちまして、提出されました案件は全て終了いたしました。
お諮りします。議決されました案件につきましては、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議ありませんので、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定いたしました。

議 長 本日の、農地法等に係る審議結果をご報告します。

| | | |
|-------|-----------------------------------|------|
| 議案第1号 | 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の 点検・評価の承認 | 1件。 |
| 議案第2号 | 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画 の承認 | 1件。 |
| 議案第3号 | 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更 に伴う意見聴取の件 | 4件 |
| 議案第4号 | 農地法第3条許可 | 6件。 |
| 議案第5号 | 農地法第5条許可後の計画変更承認 | 1件。 |
| 議案第6号 | 農地法第5条許可 | 8件。 |
| 議案第7号 | 農業経営基盤強化促進法による利用権設定 | 49件。 |
| 議案第8号 | 農地中間理事業に係る農用地利用配分計画 | 18件。 |

以上、審議件数は、全部で88件でございました。

以上で本日の審議事項等はすべて終了いたしました。

委員さん方から何かご質問等はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 なければ、事務局から連絡事項等はありませんか。

議 務 局 (事務連絡)

議 長 ありがとうございます。それでは、これをもちまして、令和3年度諫早市農業委員会第2回総会を閉会いたします。長時間にわたり、ありがとうございました。

議 長 _____ (印)

議事録署名人 _____ (印)

議事録署名人 _____ (印)